

第 9 7 号議案

足立区社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例
足立区社会福祉法人の助成に関する条例（平成 5 年足立区条例第 1 7
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（助成及び職員派遣等）」に改め、同条中第 3 項
を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 区長は、第 1 項の規定による助成のほか、同項第 4 号に規定する法
人が足立区立保育所条例（昭和 3 6 年足立区条例第 7 号）第 1 条に掲
げる施設として供している建物その他の工作物を当該法人が設置する
保育所として引き続き使用する場合に限り、無償で譲渡することがで
きる。

第 7 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区立保育所を社会福祉法人に無償譲渡するとともに、規定を整備する
必要があるため、この条例案を提出いたします。